

ケーブルテレビ放送への妨害評価試験

および

V-ONU の漏えい電界評価試験

妨害評価試験確認業務

実施要領概要

社団法人

日本 CATV 技術協会

## 目次

1. 「妨害評価試験確認業務」の概要	1
2. 妨害評価試験確認業務の適用範囲	3
2.1 放送への妨害評価試験適用システム	3
2.2 漏えい電界評価試験適用機器	3
3. 妨害評価試験確認申請	3
4. 妨害評価試験	4
4.1 放送への妨害評価試験	4
4.2 V-ONUの漏えい電界評価試験	4
4.3 妨害評価試験結果データおよび確認報告書原稿の提出	4
5. 妨害評価試験結果の確認	5
5.1 試験の立会い	5
5.2 確認会議	5
6. 妨害評価試験確認報告書の作成	6
7. 運用障害時対応	6
8. 妨害評価試験確認事務手続き	6
8.1 妨害評価試験確認申請	6
8.2 事務手続き費用	7
8.3 妨害評価試験確認関係書類	7
附則	8
改訂履歴	8

## 1. 「妨害評価試験確認業務」の概要

(社)日本CATV技術協会(以下、「協会」という)では、**放送への妨害評価試験**および**V-ONU漏えい電界評価試験**の2つの妨害評価試験について試験の適正性の確認を行い、その試験結果を「**妨害評価試験確認報告書**」(以下「**確認報告書**(様式2a又は様式2b)」)として発行し、ケーブルテレビ事業者によるシステム導入時の技術検討および、施設設置許可又は変更許可手続業務等の一助とすることを目的として**妨害評価試験確認業務**を実施しています。

ケーブルテレビ事業者は有線テレビジョン放送以外のシステム(例えば、ケーブルモデムシステム、健康管理システム、光波長多重伝送システムなど)を導入する場合に、有線テレビジョン放送法施行規則第23条又は電気通信役務利用放送法施行規則第17条において「有線テレビジョン放送又は電気通信役務利用放送以外の用途に使用する電磁波(他の電磁波)が有線テレビジョン放送又は電気通信役務利用放送の受信に影響を与えることが検知されないこと」について、放送への妨害に関する妨害評価試験を行う必要があります。

また、有線テレビジョン放送法施行規則第26条又は電気通信役務利用放送法施行規則第20条「漏えい電波の電界強度の許容値」に関してFTTH型ケーブルテレビシステムにおける受信用光伝送装置(以下「V-ONU」という)について漏えい電界に関する試験を行う必要があります。

ケーブルテレビ事業者が、自社が使用するケーブルテレビ施設に放送以外のシステムを導入する場合において、総合通信局に施設設置許可申請又は変更申請を提出するとき、放送の受信に影響を与えない信号レベルで運用することを報告する「システム運用条件報告書」を、システムベンダーから提供を受けた「確認報告書」に基づいて作成して総合通信局に届けること、またはFTTH型ケーブルテレビシステム導入に当たってV-ONUの漏えい電界評価確認報告書を提出することによって申請業務や検査業務の簡素化が図れるものです。

妨害評価試験の手続きの概要を参考図1に示します。

### <妨害評価試験関係規格>

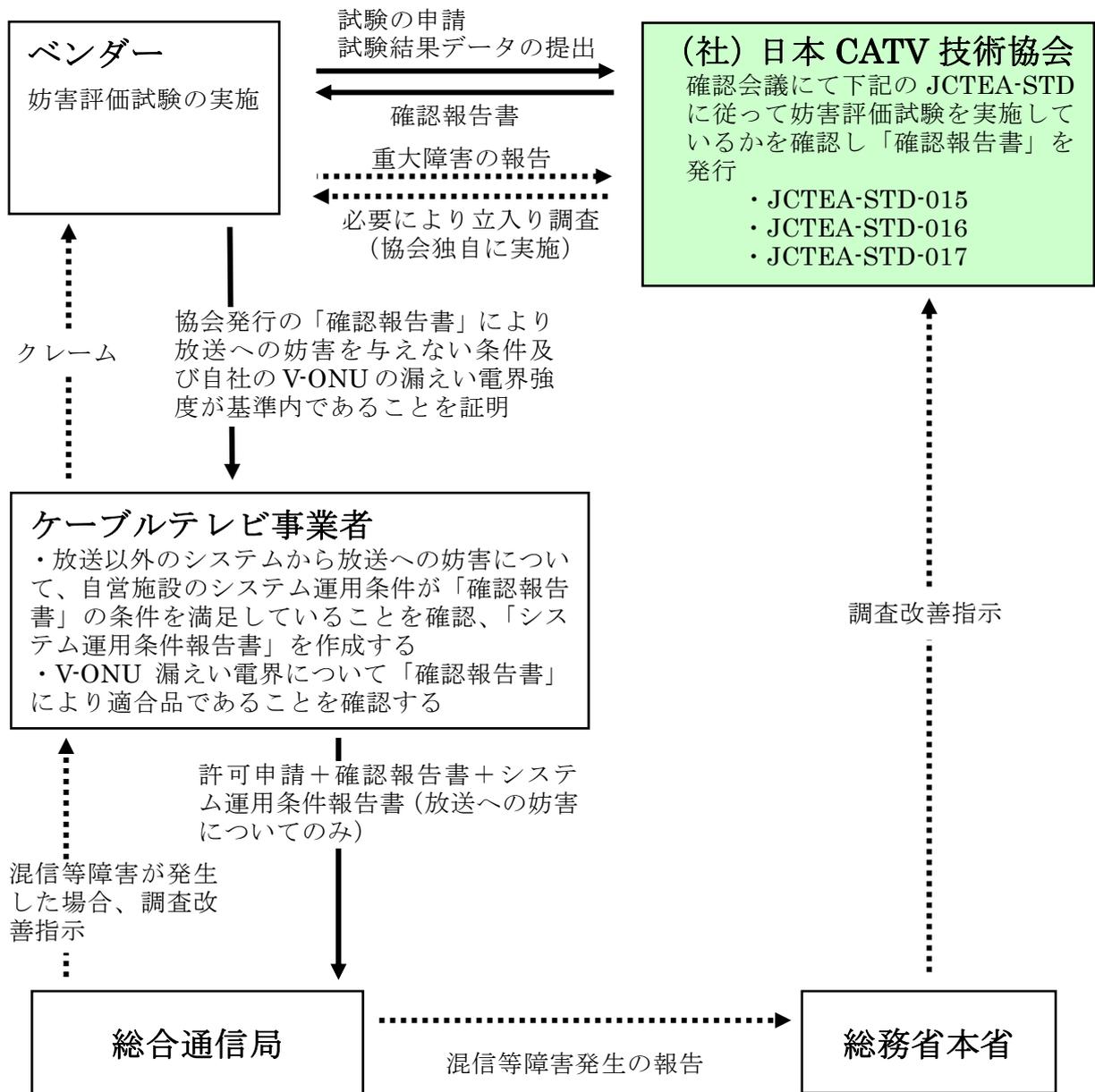
下記のJCTEA標準規格書の最新版をご参照ください。

- ・JCTEA-STD-015「光システム性能測定法」
- ・JCTEA-STD-016「放送への妨害評価測定法」
- ・JCTEA-STD-017「有線テレビジョン放送施設と同等の試験施設」

## <参考図 1>

### 「妨害評価試験」の手続き概要

有線テレビジョン放送法施行規則第 23 条または電気通信役務利用放送法施行規則第 17 条に基づく受信妨害が検知されないための「放送への妨害評価試験」、及び V-ONU の有線テレビジョン放送法施行規則第 26 条または電気通信役務利用放送法施行規則第 20 条に基づく「V-ONU の漏えい電界評価試験」に関する手続き。



確認報告書：妨害評価試験確認報告書

← 通常  
 ← 障害発生時

## 2. 妨害評価試験確認業務の適用範囲

ケーブルテレビシステムにおけるケーブルモデムシステムや光波長多重伝送システム等、放送以外の下記に示すシステム（他の電磁波）から定められた放送への妨害（以下「放送への妨害」という）評価試験及び FTTH 型ケーブルテレビシステムの V-ONU 漏えい電界評価試験について適用します。

### 2.1 放送への妨害評価試験適用システム

下記のシステムに使用されるセンター装置、端末装置等に適用します。下記以外のシステムについては事務局にご相談ください。

- ① ケーブル LAN システム（ケーブルモデムシステム）
- ② モデム内蔵 STB システム
- ③ ケーブル電話システム（ケーブルモデムによるものはモデムとして試験）
- ④ 告知システム（緊急地震速報システム、音声告知放送システム等）
- ⑤ 健康・医療情報システム
- ⑥ 中継映像システム（上り、VSB-AM、16QAM 等）
- ⑦ 音楽配信システム
- ⑧ cLINK モデムシステム
- ⑨ VOD システム
- ⑩ 遠隔監視、遠隔制御システム（ステータスマニタ、ITV 監視システム等）
- ⑪ 狭帯域 CS-IF 伝送システム
- ⑫ 光波長多重伝送システム

### 2.2 漏えい電界評価試験適用機器

- ・ FTTH 型ケーブルテレビシステム用 V-ONU

## 3. 妨害評価試験確認申請

協会の確認報告書の作成を目的として妨害評価試験を行う場合は、妨害評価試験に先立ち、所定の様式 1、「放送への妨害評価試験申請書」（様式 1a）又は「V-ONU の漏えい電界評価試験申請書」（様式 1b）により協会の妨害試験事務局に申し込んでください。協会は必要により試験の立会いを行います。

- (1) 妨害評価試験確認申請：確認報告書を作成したいベンダーは申請書（様式 1a 又は様式 1b）を 1 機種 1 型番毎に作成して、当協会妨害試験確認会議事務局に提出します。
- (2) 申請方法：事務局までメールで下記へお申込みください。妨害試験事務局にて

随時受け付けます。

妨害試験事務局 メールアドレス：conf-d@catv.or.jp  
電話番号 : 03-5273-4671

(3) 試験日および申請日：申請は、原則として偶数月の 20 日までに実施要領の 4.3 項に記載の試験結果データおよび確認報告書原稿を提出出来るように、試験の計画を立ててお申込みください。

なお、都合により確認会議の日程が大きく変更されることがあります。試験の計画を立てる時には事務局に日程をご確認ください。

(4) 試験場：妨害評価試験に適した試験サイトを選びます。テレビ電波塔等に近いところではテレビ信号の飛込みがあるので飛込みを極力防ぐ工夫が必要です。なお、他社の試験施設を借用、又は委託して試験を行うことも可能です。

## 4. 妨害評価試験

### 4.1 放送への妨害評価試験

放送への妨害評価試験は下記の関係規格の最新版に基づいて実施します。

- ① JCTEA STD-016
- ② JCTEA STD-017

### 4.2 V-ONU の漏えい電界評価試験

V-ONU の漏えい電界評価試験は下記の関係規格の最新版に基づいて実施します。

- ① JCTEA STD-015
- ② JCTEA STD-017

### 4.3 妨害評価試験結果データおよび確認報告書原稿の提出

#### 1) 放送への妨害評価試験

妨害評価試験申請者（以下「申請者」という）は予め妨害評価試験の日程等の申請を行って試験を実施し、下記の試験結果データ及び資料を電子ファイル等により協会事務局に提出します。

- (1) 試験結果データ：様式 4-〇〇※を参照して作成してください。
- (2) 確認報告書原稿：様式 4-〇〇※を参照して作成してください。

(5.2項の確認会議において確認の後、発行する報告書の原稿。報告書発行に当たっては事務局と申請者とで内容表現などの打合せを行います。)

(3) 試験実施状況写真(日付つき)

※: 様式4-〇〇は「申請者」に対して、申請書受付後に対象機器ごとに試験結果データの参考例及び確認報告書原稿例として提供します。

## 2) V-ONUの漏えい電界評価試験

申請者は試験を実施し、下記の試験結果データ及び資料を電子ファイル等により協会事務局に提出します。

(1) 試験結果データ: 対象機器の漏えい電界データ及び試験サイトの潜在電界データを提出してください。また、試験サイトが認証を受けている場合は、認証番号を記載してください。(様式4-〇〇※を参照して作成ください。)

(2) 確認報告書原稿: 様式4-〇〇※を参照して作成してください。(5.2項の確認会議において確認の後、発行する報告書の原稿。報告書発行に当たっては事務局と申請者とで内容表現などの打合せを行います。)

(3) 試験実施状況写真(日付つき)(参考)

※: 様式4-〇〇は「申請者」に対して、申請書受付後に対象機器ごとに試験結果データの参考例及び確認報告書原稿例として提供します。

## 5. 妨害評価試験結果の確認

妨害評価試験については、5.2項の確認会議により、提出された試験結果データ及び資料に基づいて試験が適正に実施されたかを確認します。

### 5.1 試験の立会い

申請を受けた妨害評価試験について立会いを必要と認めたときは協会から確認委員が出向いて試験に立会い、下記のことを確認します。

- (1) 妨害評価試験関係規格書を所有し、それに従って試験を実施しているか
- (2) 適切な測定器を使用しているか
- (3) その他

### 5.2 確認会議

申請者より提出された4.3項の試験結果データ(詳細データ)と確認報告書原稿(様式2a又は様式2b)、試験実施状況写真に基づいて専門家による確認会議を開催し、試験の適否を確認します。

#### 1) 確認会議の構成

確認会議は、規格・標準化委員会の構成員であるケーブルモデムベンダー、光システムベンダー、ケーブルテレビ事業者等の関係団体の中から規格・標準化委員会委員長が委嘱する専門家（以下「確認委員」という）により構成し、会議においては確認委員5名以上の出席により審議します。ただし、申請者は会議に出席して試験内容及びデータについて説明していただきます。

## 2) 確認会議決議

確認会議の決議は、出席確認委員の全員の賛成をもって決定します。

## 3) 妨害評価試験確認報告書の発行

上記確認会議で試験の適正性が確認されると確認報告書が発行されます。

## 4) 確認会議の開催

確認会議は、原則として2ヶ月毎の偶数月の月末に開催します。

なお、都合により確認会議の日程が大きく変更されることがあります。申請時には事務局に日程をご確認ください。

# 6. 妨害評価試験確認報告書の作成

妨害評価試験結果について確認会議において確認されたものについて、「確認報告書」（様式2a又は様式2b）を発行します。

確認された製品については、確認番号、製品名等を協会のホームページに掲載し、周知を図ります。

申請者も自らが発行する技術資料やカタログ等に確認番号、品名型番等を記載し周知に努めていただきます。また、申請システム機器の使用者（ケーブルテレビ事業者等）に対する確認報告書の提供は、申請者により行っていただきます。

# 7. 運用障害時対応

確認を受けた製品において、運用上の重大な障害等が発生した場合は、申請者は遅滞なく協会事務局に状況を報告し、現状処理、原因調査、対策等を行って、障害の拡大防止及び再発防止に努めていただきます。

# 8. 妨害評価試験確認事務手続き

## 8.1 妨害評価試験確認申請

3項「妨害評価試験確認申請」に従って、妨害評価試験確認会議事務局に申請します。

## 8.2 事務手続き費用

妨害評価試験結果の確認に係る業務に関し、下記の費用を申受けます。なお、下記の費用の消費税は別途申受けます。

1) 確認資料発行費用（放送への妨害妨害の評価試験）

1 品目・1 件当たり 会員 : 30 万円  
非会員 : 40 万円※

2) 確認資料発行費用（V-ONU の漏えい電界試験）

1 品目・1 件当たり 会員 : 20 万円  
非会員 : 30 万円※

3) 立会試験が 2 日以上になる場合 1 日当たり : 5 万円を加算

4) 増刷費用 : 増刷分について実費を加算

※ : 非会員とは当協会会員社及び規格・標準化委員会構成員社以外をいいます。

## 8.3 妨害評価試験確認関係書類

1) 妨害評価試験確認業務の主な事務手続き書類を下記に示します。詳しくは、申込み時に配布します「妨害評価試験確認実施要領」でご確認ください。

- (1) 放送への妨害評価試験申請書兼受付通知書（様式 1a）
- (2) V-ONU の漏えい電界評価試験申請書兼受付通知書（様式 1b）
- (3) 妨害評価試験確認報告書（放送への妨害）（様式 2a）
- (4) 妨害評価試験確認報告書（V-ONU 漏えい電界）（様式 2b）
- (5) システム運用条件報告書（例、様式 3）（ケーブルテレビ事業者が作成）

2) 妨害評価試験確認報告書は下記のように利用されます。

- (1) ベンダーによるケーブル事業者への販売促進、又は納入時の技術資料として利用されます。
- (2) ケーブルテレビ事業者が放送以外のシステム（ケーブルモデム、健康情報システム、光波長多重伝送システムなど）を導入するに当たって、施設設置許可申請、変更申請などの申請を行う場合に「システム運用条件報告書」を提出して、放送へ妨害を与えない運用をすることを報告することによって、実際の施設での試験等が免除されます。

この「システム運用条件報告書」を作成するとき、上記の確認報告書に記載される妨害検知レベルが利用されます。

## 附則

- 1.本妨害評価試験確認試験確認業務実施要領概要は必要に応じて電子データ等に代えることができる。

## 改訂履歴

1. 平成 18 年 8 月 1 日 作成
2. 平成 19 年 10 月 26 日 改訂